

岩手県監査委員告示第24号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和5年岩手県監査委員告示第16号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年5月12日

岩手県監査委員 岩 淵 誠
岩手県監査委員 佐々木 茂 光
岩手県監査委員 五 味 克 仁
岩手県監査委員 中 野 玲 子

- 1 監査対象機関名 岩手県立産業技術短期大学校
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 令和5年1月12日
 - (2) 本監査実施日 令和5年2月16日
- 3 監査結果の公表の日 令和5年3月31日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
特殊勤務手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが6件、110,443円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より多く支給していた6件、110,443円について、令和5年2月分支給の給与において、返納処理を完了した。 今後は、担当者のみならず、事務局内で勤務実績を相互確認する等、適正な事務処理を行う。
資金前渡金の精算に当たり、資金前渡精算書を作成していないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	未作成であった給与の資金前渡精算書を作成した。 今後は、担当者のみならず、事務局内で資金前渡精算事務を共有・相互確認する等、適正な事務処理を行う。